

美幌町自治基本条例 アクションプラン

【平成31年度（2019年度）～平成34年度（2022年度）】

平成31年3月

美 幌 町

美幌町自治基本条例アクションプラン策定の趣旨

地方分権の進展、価値観の多様化、少子高齢化と人口減少などの社会情勢の変化の中で、これまでの国主導の行政から、「地域のことは、その地域の人が自らの責任において決めていく」ことが必要であり、これまで以上に、その自治体がどのようなまちづくりを進めて行くかによって、自治体間に大きな開きが出てくることが予想されます。

平成23年4月に施行された美幌町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）は、本町の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにしています。

自治基本条例第48条第1項には、社会経済情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているか「4年を超えない期間ごとに」検討することが定められています。前回の自治基本条例の見直しから4年目に当たる平成30年度に見直しの検討に取り組んだ結果、見直しの必要はないとの結論に至りましたが、平成23年11月策定の現行のアクションプランが、現状と適合したものであるか検証を行いました。

この新アクションプランは、平成30年度に行った自治基本条例の見直しの検討時に上がった意見内容に基づき、同条例を生きた条例にするための取組むべき事項及びスケジュール等をまとめたものです。

計画期間 平成31年度（2019年度）～ 平成34年度（2022年度）

目 次

前 文	1
第1章 総則	1
第1条関係（目的）	1
第2条関係（用語の定義）	1
第3条関係（基本理念）	1
第4条関係（基本原則）	2
第2章 情報共有	3
第5条関係（情報の共有）	3
第6条関係（情報の提供）	3
第7条関係（説明責任）	4
第8条関係（情報公開）	4
第9条関係（個人情報保護）	5
第10条関係（町民の意見等）	5
第11条関係（会議の公開）	5
第3章 町民参加	6
第12条関係（町民参加の基本）	6
第13条関係（町民参加の対象）	7
第14条関係（町民参加の方法）	8
第15条関係（提出された意見等の取扱い）	8
第16条関係（審議会等の委員の選任）	9
第4章 住民投票	10
第17条関係（住民投票）	10
第18条関係（住民投票の請求等）	10
第5章 町民	11
第19条関係（町民の権利）	11
第20条関係（町民の役割）	11
第21条関係（事業者の役割）	11
第6章 協働・コミュニティ	12
第22条関係（協働の推進）	12
第23条関係（コミュニティ）	12
第24条関係（コミュニティの役割）	12
第25条関係（町民とコミュニティ）	12
第26条関係（行政とコミュニティ）	12

第7章 議会	13
第27条関係（議会の責務）	13
第28条関係（議員の責務）	13
第29条関係（町民との情報共有と町民参加）	13
第30条関係（町長等と議会及び議員との関係）	13
第31条関係（自由討議）	13
第8章 行政	14
第32条関係（行政の責務）	14
第33条関係（町長の責務）	14
第34条関係（就任時の宣誓）	14
第35条関係（職員の責務）	14
第9章 行政運営	16
第36条関係（総合計画）	16
第37条関係（財政運営）	17
第38条関係（行政評価）	17
第39条関係（行政改革）	18
第40条関係（行政手続）	19
第41条関係（政策法務）	19
第42条関係（危機管理）	20
第43条関係（公益通報）	21
第10章 連携・協力	22
第44条関係（町外の人々との連携及び協力）	22
第45条関係（他の市町村との連携及び協力）	22
第46条関係（国及び北海道との連携及び協力）	23
第47条関係（国際社会との交流及び連携）	23
第11章 条例の見直し等	24
第48条関係（条例等の見直し）	24
第49条関係（美幌町自治推進委員会）	24
第12章 最高規範	25
第50条関係（最高規範）	30

前 文

私たちのまち美幌町は、「水多く・大いなところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところです。

美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、美幌峠に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や文化を築き、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました。

私たちは、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります。

私たちは、地域主権型社会や少子高齢社会の到来により、今後、多くの課題を自分たちの責任で考え、解決していかなければなりません。そのためには、情報の共有と町民参加を進め、私たちみんなで自治を築いていかなければなりません。

私たちは、今ここに、町民、議会及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

【第1条関係】

(目的)

第1条 この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【第2条関係】

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。
- (4) 協働 町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。

【第3条関係】

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

- (1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を議会及び行政に信託していること。
- (2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心して住む喜びが実感できる美幌町をつくること。
- (3) 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【第4条関係】

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

前文は、自治基本条例の制定に当たっての背景や主旨を明らかにするため設けたものです。

第1条から第4条までの規定は、総則規定であり、条例全体の基本事項を定めたものです。

第2章 情報共有

【第5条関係】

(情報の共有)

第5条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、お互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有します。

第5条の規定は、情報共有についての共通原則であり、第6条（情報の提供）から第11条（会議の公開）において、それぞれ具体化しているため、その個別の条に掲げた取組を推進することとします。

【第6条関係】

(情報の提供)

第6条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、保有する町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供するものとします。

【第6条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 町政情報の提供 ▼関係各グループ

町広報、町ホームページ、情報コーナーなどで町政情報を提供します。また、庁舎1階に設置の情報コーナーの充実を図ります。

(2) 「まち育」講座の実施 ▼まちづくりグループ・関係各グループ

町からまちづくり全般についてテーマを設けて情報を発信し、町民との意見交換を行います。

【新たな取組】

情報コーナーの増設 ▼まちづくりグループ・関係各グループ

各公共施設において町政情報の提供ができるように、各公共施設にも本庁舎1階「町民の部屋」に設置されている情報コーナーの設置を検討します。

▼取組のスケジュール

H31年（2019年）	H32年（2020年）	H33年（2021年）	H34年（2022年）
情報コーナー設置の 検討・準備	情報コーナー設置・運用		

【第7条関係】

(説明責任)

第7条 議会及び行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町政に関して町民に分かりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。

【第7条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 情報公開制度の適正な運用 ▼総務グループ

行政文書の公開を請求する権利を定めた情報公開条例に基づき、行政文書を公開します。

(2) 苦情、要望等への対応 ▼まちづくりグループ

町への相談、苦情等にワンストップで対応するため、町民なんでも相談室を設置し誠実に対応します。

(3) 行政評価制度の適正な運用 ▼まちづくりグループ

効果的で効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、その結果について公表します。

(4) 行政手続制度の適正な運用 ▼総務グループ

行政指導等の手続きについて、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(5) 「まち育」講座及び出前講座の実施 ▼まちづくりグループ・関係各グループ

町政に関する情報の提供や、町民の要望に応じて町職員が出向いて説明を行います。

【第8条関係】

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

【第8条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 情報公開制度の適正な運用 ▼総務グループ

町民からの町政に関する情報の開示請求があった場合は、美幌町情報公開条例に基づき行政文書の公開を適正に行います。

(2) 公文書の適正な管理 ▼総務グループ

情報公開制度の充実を図るためには、公文書の適正な管理が不可欠であり、本格導入したファイリングシステムを職員間で自主点検を行うなどの維持管理に努めます。

【前アクションプランからの引継事項】

公文書管理条例の検討 ▼総務グループ

公文書管理条例は、文書管理の手法であるファイリングシステムと関連している部分が多いため、ファイリングシステムの動向を踏まえ検討を進めます。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
条例制定の検討			

【第9条関係】

(個人情報保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

【第9条に規定された事項を推進するための取組】

個人情報の適正な保護 ▼総務グループ

議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利利益が侵害されないよう、美幌町個人情報保護条例及び美幌町特定個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【第10条関係】

(町民の意見等)

第10条 議会及び行政は、町民からの意見、提言、要望等(以下「意見等」といいます。)に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 議会及び行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理します。

【第10条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 町民からの意見等への対応 ▼各グループ

町民から寄せられる意見等に対して、その状況を確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、その対処経過、結果等の記録を適切に管理します。

(2) 各団体との懇談会の実施 ▼まちづくりグループ・関係各グループ

美幌町自治会連合会や美幌商工会議所等と地域の共通課題をテーマに懇談を行い、町全体の課題や情報の共有を図るとともに、課題解決のためのより良い方策について意見交換します。

【第11条関係】

(会議の公開)

第11条 議会は、本会議、委員会及び美幌町議会会議規則(昭和62年美幌町議会規則第1号)で規定する会議を原則公開とします。

2 行政は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の会議を原則公開とします。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。

【第11条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 審議会等の会議の公開 ▼総務グループ

美幌町審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、町民との情報共有、透明性及び町民参加を推進するため、個人情報を扱う場合等を除き、審議会等の会議を公開します。

(2) 会議録及び会議の公開状況の公表 ▼まちづくりグループ

会議終了後は、速やかに会議録を作成し、町ホームページ、情報コーナー及び執務室において公開します。また、会議の公開状況を、毎年1回取りまとめて公表します。

第3章 町民参加

【第12条関係】

(町民参加の基本)

第12条 町民は、美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。

5 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

【第12条に規定された事項を推進するための取組】

青少年・子どもの町政への参加の推進 ▼まちづくりグループ・社会教育グループ・関係各グループ

次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくため、青少年や子どもがそれぞれの年齢にふさわしい方法により町政への参加を推進します。

【前アクションプランからの引継事項】

女性の町政への参加の推進 ▼まちづくりグループ・関係各グループ

政策や方針決定過程の場において、男女双方の意見が反映され、多様な価値観と発想が反映されるよう、町政への女性の参加を推進します。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
審議会等委員に占める女性委員の比率は30%以上を目指す			

【第 13 条関係】

(町民参加の対象)

第 13 条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めるものとします。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
- (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
- (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
- (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
- (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項

2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないものとします。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 行政内部の事務処理に関するもの
- (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

3 行政は、第 1 項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により新たな税目を起こす場合を除きます。)は、町民参加を求めないことができます。

4 行政は、前 2 項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。

第 13 条は、町民参加を求める事項を定めたものであり、町民参加の具体的な取組は、第 14 条(町民参加の方法)から第 16 条(審議会等の委員の選任)に掲げられている取組を推進します。

【第 14 条関係】

(町民参加の方法)

第 14 条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 意見公募（パブリックコメント）手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

【第 14 条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 附属機関等の設置 ▼関係各グループ

法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のものを設置し、知識経験を有する者等の意見を聴取して、政策への反映を図ります。

(2) 「まち育」講座及び出前講座の実施 ▼まちづくりグループ・関係各グループ

町政に関する情報を町民に提供するとともに意見交換等を行う「まち育」講座及び出前講座を実施し、町民の地域社会への参加と情報共有の推進を図ります。

(3) パブリックコメント手続の適正な運用 ▼総務グループ・関係各グループ

パブリックコメント手続条例に基づき、政策等の案及びこれに関連する資料を公表して広く町民の意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する町の考え方を公表します。

(4) アンケート調査の実施 ▼関係各グループ

各種計画策定時など、幅広く町民の意見を反映させるために、町民アンケートを実施します。

※ 町民生活への影響が大きい事案については、複数の方法を用いることとします。

【第 15 条関係】

(提出された意見等の取扱い)

第 15 条 行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例(平成 12 年美幌町条例第 4 号)の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

【第 15 条に規定された事項を推進するための取組】

意見等の取扱い ▼関係各グループ

町民参加によって寄せられた意見等に対しての検討結果及び結果は、町ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表します。

【第16条関係】

(審議会等の委員の選任)

第16条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。

- (1) 町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすること。
- (2) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等との重複を必要最小限とすること。

【第16条に規定された事項を推進するための取組】

審議会等の委員の選任についての配慮 ▼総務グループ・関係各グループ

美幌町附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、審議会等の委員の選任については、多様な意見を議論に反映させ、会議の公平性や透明性を高めるとともに、町民参加を進めるため、原則、公募委員を20%以上、通算在任期間を6年まで、委員の併任は3つまでとするよう配慮します。

第4章 住民投票

【第17条・第18条関係】

(住民投票)

第17条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民(町内に住所を有する者(外国人を含みます。))。以下この章において同じです。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求等)

第18条 年齢満18歳以上の住民で別に条例で定める者は、町政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。

2 議会は、町政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。

3 町長は、町政に関する重要な事項について、自ら住民投票を発議することができます。

4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

5 住民投票の投票権を有する者は、年齢満18歳以上の住民で別に条例で定める者としします。

6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

【第17条及び第18条に規定された事項を推進するための取組】

住民投票制度の運用 ▼まちづくりグループ

美幌町住民投票条例に基づき、町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができます。

第5章 町民

【第19条・20条関係】

(町民の権利)

第19条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割)

第20条 町民は、美幌町の自治の主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。

2 町民は、町政及び地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

第19条及び第20条は、町民の権利・役割について定めたものであり、具体的な取組は、関連する個別の条で具体化されている取組を推進します。

【第21条関係】

(事業者の役割)

第21条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【第21条に規定された事項を推進するための取組】

地域社会との調和を図る事業者の取組に対する支援 ▼関係各グループ

環境保全、社会奉仕活動など地域社会との調和を図る事業者の自主的な取組を支援（取組への啓発、取組の紹介など）します。

第6章 協働・コミュニティ

【第22条関係】

(協働の推進)

第22条 町民、議会及び行政は、美幌町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。

2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに必要な支援を行います。

【第22条に規定された事項を推進するための取組】

(1) まちづくり活動奨励事業の推進 ▼まちづくりグループ

地域課題の解決や地域の活性化に向けて、町民が主となり組織する団体等が自ら企画し、自主的に取り組む活動に要する経費の一部を補助します。

(2) 多様な主体との協働の推進 ▼関係各グループ

自治会、NPO、ボランティア団体などと協働して事業に取り組むことや、様々な方法で支援を行います。

【第23条・第24条関係】

(コミュニティ)

第23条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。

(コミュニティの役割)

第24条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

第23条及び第24条は、第25条(町民とコミュニティ)及び第26条(行政とコミュニティ)において、それぞれ具体化している取組を推進します。

【第25条・第26条関係】

(町民とコミュニティ)

第25条 町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てよう努めます。

(行政とコミュニティ)

第26条 行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

【第25条及び第26条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 自治会活動への補助 ▼まちづくりグループ

自治会活動の運営に要する経費や地域集会室の備品整備に要する経費の一部に対して補助します。

(2) コミュニティ活動への支援 ▼各関係グループ

コミュニティ活動に対して、資金や人材育成、情報提供等の支援を行います。

(3) まちづくり活動奨励事業の活用 ▼まちづくりグループ

地域コミュニティの活性化及び活力ある地域社会を実現するため、自治会、NPO 法人その地3人以上の町民で構成されている団体に補助します。

第7章 議会

【第27条～第31条関係】

(議会の責務)

第27条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正又は廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町民の意思を決定します。

2 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、全町民的視野に立ち、美幌町の将来に向けての展望を持って政策課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

3 議会は、町民と政策課題を共有するとともに、第29条第1項から第4項に規定する方法による町民参加によって議会運営を行います。

4 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければなりません。

(議員の責務)

第28条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。

3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

(町民との情報共有と町民参加)

第29条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

3 議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。

4 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

5 議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。

(町長等と議会及び議員との関係)

第30条 議会の本会議における議員と町長、副町長、教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員、農業委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長(以下「町長等」といいます。)及び職員の質疑及び質問並びに応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。

2 議会の本会議、常任委員会、特別委員会等へ出席した町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対し反問することができます。

(自由討議)

第31条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、提案された案件に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議を中心に行い、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。

2 議員は、前項に規定する自由討議により、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。

第7章(議会)は、議会や議員の責務、議会運営に係る基本的事項について定めたものです。

第8章 行政

【第32条関係】

(行政の責務)

第32条 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。

2 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

第32条は、条例全体に通ずる行政の基本的事項を定めたものであり、それぞれの規定を具体化している個別の条に掲げた取組を推進します。

【第33条関係】

(町長の責務)

第33条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

3 町長は、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進しなければなりません。

4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

【第33条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 職員の育成 ▼総務グループ

町民全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成を図るため職員研修を実施します。

(2) 組織機構の見直し ▼総務グループ

限られた人員の中で、町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応する組織機構の構築を図ります。

(3) 健全な財政運営の推進 ▼財務グループ

将来にわたって持続可能な行政運営を確保するため、歳入の確保と歳出の抑制を図ることで収支バランスの取れた財政運営を行い、事業の優先度や緊急性を踏まえ、持続可能な財政運営を実現します。

(4) 町民との意見交換 ▼総務グループ

町長は、第33条第4項の規定に基づき、町民との意見交換の場を設けます。

【第34条関係】

(就任時の宣誓)

第34条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。

第34条の規定に基づき、町長が就任の際、この条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓します。

【第35条関係】

(職員の責務)

第35条 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上を図らなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

【第35条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 自治基本条例の職員研修の実施 ▼まちづくりグループ

職員が自治基本条例を遵守し、同条例に基づくまちづくりを進めて行くために、職員に対する研修を実施します。

(2) サービスの宣誓 ▼総務グループ

美幌町職員のサービスの宣誓に関する条例に基づき、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚させるため、サービスの宣誓を行います。

(3) 自己啓発研修への支援 ▼総務グループ

職員自身が自己の知識や能力について認識し、自らが美幌町職員としての能力開発及び資質を向上させるための研修や講座等への参加を奨励し、支援します。

(4) 部局横断的な業務の遂行 ▼関係各グループ

より良い住民サービスの提供や、重要課題を解決するために、必要に応じて部局横断的な組織を構成し、町民と連携して取り組みます。

第9章 行政運営

【第36条関係】

(総合計画)

第36条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 行政は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。

3 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

4 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進行を管理し、その状況を公表します。

5 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。

6 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しに当たって、検討内容を公表します。

【第36条に規定された事項を推進するための取組】

総合計画・実施計画の策定及び進捗管理 ▼まちづくりグループ

美幌町が目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

平成28年度からスタートした第6期総合計画は、前期3年が経過し、平成31年度を始期とする基本計画(中期)が策定され、その進捗管理を行います。

併せて、実施計画は、社会経済情勢にも対応できるよう、毎年度見直しを行い公表します。

【前アクションプランからの引継事項】

総合計画基本計画の見直し ▼まちづくりグループ

総合計画系本計画(中期)が平成34年度(2022年度)で終了するため、基本計画(中期)の評価検証を行い、基本計画(後期)を策定します。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
基本計画(中期)に基づく実施計画の更新、進捗管理			
			基本計画(中期) 評価・(後期)策定

【第37条関係】

(財政運営)

第37条 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うものとします。

2 行政は、予算、決算、財政状況等について分かりやすい資料を作成のうえ、公表します。

【第37条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 財政運営計画の策定及び健全な財政運営 ▼財務グループ

予算編成に当たって総合計画との整合性を図り、行政評価の結果を反映させるとともに、中長期的な見通しのもとに財政計画を策定し、この計画に基づき予算編成及び執行を行い、健全な財政運営を行います。

(2) 分かりやすい財務資料の作成 ▼財務グループ

町民向けに予算、決算、財政状況を分かりやすく周知するため「グラフで見る財政状況」「ことしの仕事」「まちのお財布事情」を作成します。

【前アクションプランからの引継事項】

財政運営計画の策定 ▼財務グループ

将来にわたって持続可能な行財政運営基盤を確保するために、第2次美幌町財政運営計画に基づき住民サービスの維持・向上に努めるとともに、将来世代への過度の負担を残さない財政運営に努めます。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
財政運営計画に掲げた取組の実行			
			第2次財政運営計画の見直し

【第38条関係】

(行政評価)

第38条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。

2 行政は、行政評価に関する情報を公表します。

【第38条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 行政評価制度の適正な運用 ▼まちづくりグループ

効果的で効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を予算編成や以後の事務及び事業に反映させるものとします。

(2) 評価結果の公表 ▼まちづくりグループ

評価結果は、情報コーナー、町ホームページで公表します。

【第39条関係】

(行政改革)

第39条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するものとします。

2 行政は、行政改革大綱に基づき実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。

3 行政は、行政改革大綱及び実施計画を策定するに当たっては、検討内容を公表します。

【第39条に規定された事項を推進するための取組】

行政改革大綱の進行管理 ▼まちづくりグループ

社会経済情勢の変化に対応し効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政全般のあり方を点検し、行政運営や制度の見直しを行うため、行政改革大綱を策定して、行政改革を積極的に推進します。

【前アクションプランからの引継事項】

行政改革実施計画の策定及び進捗状況の公表 ▼まちづくりグループ

行政改革大綱を実現するための具体的な内容を実施計画で定めて、検討内容を公表します。また、行政改革の取組の進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
第2次実施計画の進捗管理			
			第2次実施計画の検証、 第3次実施計画の策定

【第40条関係】

(行政手続)

第40条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

【第40条に規定された事項を推進するための取組】

行政手続制度の適正な運用 ▼総務グループ

美幌町行政手続条例に基づき、町民の権利利益の保護に資するよう、行政が行う処分や行政指導等の手続について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

【前アクションプランからの引継事項】

審査基準の検証及び運用の点検 ▼総務グループ

既存の審査基準等を点検し、条例に沿った運用がなされているか点検します。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検
審査基準等の町ホームページでの公表			

【第41条関係】

(政策法務)

第41条 行政は、自主的かつ自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策の実現のため、条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。

【第41条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 政策法務の推進 ▼総務グループ

自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を適正に解釈し、運用します。

(2) 条例等の審査 ▼総務グループ

条例、規則等の制定改廃について、法的妥当性、適合性の検証や自治基本条例との整合性を審査します。

【第42条関係】

(危機管理)

第42条 行政は、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備するものとします。

2 行政は、災害等の緊急時において町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。

3 町民は、災害等の緊急時において互いに助け合い行動できるよう、日頃から防災訓練に参加するなど、防災等に対する意識を高め、行政と一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。

【第42条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 危機管理意識の向上 ▼総務グループ

職員研修及び実動訓練を実施することで、危機管理意識の向上と的確な災害対応の充実に図ります。

(2) 自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立 ▼総務グループ

地域防災計画更新時に美幌町防災会議の構成員として参画を要請します。また、災害発生時の隊員派遣による情報収集、災害対応等の連携を図ります。

(3) 地域防災体制の充実 ▼総務グループ

自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施するとともに、自治会に自主防災組織の設置促進を図り地域防災体制の充実・強化を図ります。

【前アクションプランからの引継事項】

防災体制の充実強化 ▼総務グループ

地域防災計画は、関係法令の内容に的確に対応し、更なる強化を図りながら実効性のある見直しを進めます。

また、訓練等を通してより実効性のあるマニュアルの見直しや必要なマニュアルの整備検討を進めます。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
地域防災計画の見直し			
各種マニュアルの見直し			

【新たな取組】

業務継続計画(BCP)の策定 ▼総務グループ

町が被災するような大規模災害時にも、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるように業務継続計画(BCP)を作成します。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
業務継続計画(BCP)の調査	業務継続計画(BCP)の策定		業務継続計画(BCP)の運用

【第43条関係】

(公益通報)

第43条 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがある場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。

2 行政は、公益通報を行った職員に対し、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障しなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。

【第43条に規定された事項を推進するための取組】

公益通報制度の適正な運用 ▼総務グループ

美幌町法令遵守の推進に関する条例に基づき、公益通報の受付、調査、通報者の保護及び審査会への報告を行います。

【前アクションプランからの引継事項】

美幌町法令遵守の推進に関する条例の運用の適正化 ▼総務グループ

美幌町法令遵守の推進に関する条例の運用について、職員への啓発や研修によって認識を統一化し、運用の適正化を図ります。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
施行規則の制定			
職員への啓発、研修			

第10章 連携・協力

【第44条関係】

(町外の人々との連携及び協力)

第44条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、社会、経済、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

【第44条に規定された事項を推進するための取組】

様々な分野の個人、団体等との連携 ▼関係各グループ

町民、議会及び行政は、住みよい豊かな町をつくるため、社会、経済、観光、環境等様々な分野で町外の個人、法人、団体などとの連携及び協力を図ります。

【第45条関係】

(他の市町村との連携及び協力)

第45条 自治体としての美幌町は、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携及び協力します。

【第45条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 事務の共同処理 ▼関係各グループ

津別町と美幌・津別広域事務組合を組織し、消防と火葬場の管理に関する事務を広域的に行います。また、事務の委託や機関等の共同設置など近隣自治体と連携した取組を進めます。

(2) 各種要望・陳情活動の実施 ▼関係各グループ

広域的な課題、共通する課題の解決を図るため、他の自治体と連携及び協力して、国・道に対し施策・予算に関する要望・陳情活動を行います。

【新たな取組】

北見地域定住自立圏構想の推進 ▼まちづくりグループ

北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町との1市4町による北見地域定住自立圏形成を進めるに当たり、中心市となる北見市との協定締結に向けた取組を進めます。

▼取組のスケジュール

H31年(2019年)	H32年(2020年)	H33年(2021年)	H34年(2022年)
北見市との定住自立圏形成協定締結			
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組の検討・共生ビジョン策定の検討及び実施			

【第46条関係】

(国及び北海道との連携及び協力)

第46条 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にしながら課題の解決を図るため、連携及び協力します。

【第46条に規定された事項を推進するための取組】

国・道への陳情・要望 ▼関係各グループ

本町の施策の推進と課題解決を図るため、国・道に対し陳情・要望を行います。

【第47条関係】

(国際社会との交流及び連携)

第47条 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。

【第47条に規定された事項を推進するための取組】

ケンブリッジとの友好姉妹都市提携 ▼まちづくりグループ

ニュージーランドのケンブリッジ地域と友好姉妹都市の提携を行っており、広い視野と国際感覚を養うための研修交流事業などを取り組みます。

第 11 章 条例の見直し等

【第 48 条関係】

(条例等の見直し)

- 第 48 条 町長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。
- 2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。
- 3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

【第 48 条に規定された事項を推進するための取組】

自治基本条例の見直し ▼まちづくりグループ

第 48 条の規定に基づき、自治基本条例の各条項が社会経済情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後 4 年を超えない期間ごとに検討します。また、検討するに当たっては、町長から「美幌町自治推進委員会」へ諮問します。

【第 49 条関係】

(美幌町自治推進委員会)

- 第 49 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。
- 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。
- (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
 - (2) この条例の見直しに関する事項
 - (3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項
- 4 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。
- 5 委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任されることができます。
- 6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

【第 49 条に規定された事項を推進するための取組】

美幌町自治推進委員会の設置 ▼まちづくりグループ

条例を実効性のあるものにしていくために、条例の運用状況を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会を設置します。

第 12 章 最高規範

【第 50 条関係】

（最高規範）

第 50 条 この条例は、美幌町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。

2 議会及び行政は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。

第 50 条は、自治基本条例が美幌町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守することを規定しています。また、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、最高規範であるこの条例に規定している事項を最大限に尊重し、整合を図ります。

アクションプラン(新たな取組等) スケジュール一覧

	H 3 1 年 (2 0 1 9 年)	H 3 2 年 (2 0 2 0 年)	H 3 3 年 (2 0 2 1 年)	H 3 4 年 (2 0 2 2 年)
第 6 条関係				
情報コーナーの増設	情報コーナー設置の検討・準備	情報コーナー設置・運用		
まちづくりグループ・関係各グループ				
第 8 条関係				
公文書管理条例の検討	条例制定の検討			
総務グループ				
第 1 2 条関係				
女性の町政への参加の推進	審議会等委員に占める女性委員の比率は 3 0 % 以上を目指す			
まちづくりグループ・関係各グループ				
第 3 6 条関係				
総合計画基本計画の見直し	基本計画（中期）に基づく実施計画の更新、進捗管理			
まちづくりグループ				
第 3 7 条関係				
財政運営計画の策定	財政運営計画に掲げた取組の実行			
財務グループ				
第 3 9 条関係				
行政改革実施計画の策定及び進捗状況の公表	第 2 次実施計画の進捗管理			
まちづくりグループ				
				基本計画（中期）評価・（後期）策定
				第 2 次財政運営計画の見直し
				第 2 次実施計画の検証、第 3 次実施計画の策定

アクションプラン(新たな取組等) スケジュール一覧

	H 3 1 年 (2 0 1 9 年)	H 3 2 年 (2 0 2 0 年)	H 3 3 年 (2 0 2 1 年)	H 3 4 年 (2 0 2 2 年)
第 4 0 条関係				
審査基準の検証及び運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検	審査基準等の点検・条例に沿った運用の点検
総務グループ	審査基準等の町ホームページでの公表			
第 4 2 条関係				
防災体制の充実強化	地域防災計画の見直し			
総務グループ	第 2 次実施計画の進捗管理			
業務継続計画（BCP）の策定				
業務継続計画（BCP）の調査	業務継続計画（BCP）の調査	業務継続計画（BCP）の策定		業務継続計画（BCP）の運用
総務グループ				
第 4 3 条関係				
美幌町法令遵守の推進に関する条例の運用の適正化	施行規則の制定			
総務グループ	職員への啓発、研修			
第 4 5 条関係				
北見地域定住自立圏構想の推進	北見市との定住自立圏形成協定締結			
総務グループ	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組の検討・共生ビジョン策定の検討及び実施			



美幌町自治基本条例アクションプラン

【平成 31 年度(2019 年度)～平成 34 年度(2022 年度)】

平成 31 年 3 月

美幌町総務部まちづくりグループ政策担当

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地

TEL 0152-73-1111

<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>
